

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月
② 平成8年6月から10年6月まで
③ 平成11年1月から12年1月まで

私は、自分の将来の生活のことを考えて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。

申立期間当時は仕事で得る収入が多く、経済的にゆとりがあったので、国民年金保険料は、私もしくは妻が町役場や金融機関等で1年分、2年分あるいは1年半分をまとめて一括納付してきた。

国民年金保険料を一括納付してきたにもかかわらず、一括納付した期間のうちの一部もしくは全部が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A市及び社会保険庁保管の納付記録を見ると、申立人は平成3年2月分の国民年金保険料が未納とされているが、B町保管の国民年金被保険者名簿では、同年3月分が未納とされており、行政機関相互の記録に齟齬が見られる。

一方、申立期間②及び③については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書（控）等）が無い。

また、申立人は申立期間の保険料に係る納付金額等に関する記憶が明確でないことから、具体的な保険料の納付状況が不明であると言わざるを得ない。

さらに、申立期間②及び③については、申立人の妻も未納となっている上、申立人には申立期間以外にも未納期間が散見される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から同年12月までの期間、53年4月及び57年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月から48年3月まで
② 昭和49年3月から50年9月まで
③ 昭和50年10月から52年12月まで
④ 昭和53年4月から55年5月まで
⑤ 昭和57年2月から58年12月まで

私の国民年金保険料については、結婚前の昭和50年10月までは実家の母親が「あんたが困るんだから払っておいたよ。」と言っていて、母の納付方法は口座から振替で納付していたはずであり、結婚後の同年11月からは市役所から送付される納付書で夫が夫婦二人分を納付していた。申立期間について未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③のうち昭和52年10月から同年12月までの期間及び申立期間④のうち53年4月分について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年10月7日の婚姻後にA市において夫婦連番で払い出されており、申立人は、「婚姻後の国民年金保険料は、夫が夫婦二人分を納付書で納めていた。」と主張しているところ、その納付したとする申立人の亡き夫の保険料の納付状況を見ると、申立人の申立期間③及び④と重なる52年10月から53年4月までの期間の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、申立人の申立期間③のうち52年10月から同年12月分及び申立期間④のうち53年4月分に係る申立人の保険料のみが未納となっているのは不自然である。
- 2 申立期間⑤のうち、昭和57年2月分の国民年金保険料については、夫

婦共に同年2月6日に国民年金に再加入手続を行い、「夫が夫婦二人分の保険料を納付書で納めていた。」と主張しているところ、その納付したとする夫の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

- 3 申立人は国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立期間①、②及び③の申立期間のうち昭和50年10月から52年9月までの期間については、申立人の母が口座からの引落しで国民年金保険料を納付していたはずと主張しているものの、その母が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 4 申立期間④のうち昭和53年5月から55年5月までの期間及び申立期間⑤のうち57年3月から58年12月までの期間については、結婚後の50年10月より納付書で亡き夫がA市役所に納付したと主張しているものの、その具体的な納付状況について、申立人はその夫がほとんど納付したとするのみで具体的な記憶が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から同年12月までの期間、53年4月及び57年2月の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から51年3月まで

昭和50年1月から51年3月までの納付記録を社会保険事務所で確認したところ、記録が無い旨の回答があった。申立期間については、ほぼ毎月、A市役所の窓口で納付していた。再度、納付記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの期間については、当時、申立人の元夫が経営する事務所の移転に伴って金銭の支出があり、申立人の世帯において国民年金保険料を納付することが困難であったものと推認することができることから、申立人の元夫の保険料のみが免除となっていることは不自然であり、生計を同じくする申立人の保険料についても同様に免除申請手続が行われていたとするのが合理的である。

一方、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間については、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人から事情を聴取しても、当時の記憶が曖昧であり、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年12月まで

私は、昭和47年2月に結婚し、昭和47年度分の国民年金保険料の納付書が送られてきたから納付するようになり、昭和48年4月に昭和46年度分をさかのぼって全納した。その状況で昭和48年度分について、昭和49年1月から同年3月までの分の保険料を納付して、48年4月から12月までの分を納付しないということは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和48年1月から49年3月までの家計簿には48年10月に国民年金保険料を支払った旨の記載があり、申立期間のうち48年4月から9月までの国民年金保険料の金額と一致しているほか、49年2月にも国民年金保険料の支出の記載がある。

また、昭和49年4月からの家計簿についても、国民年金保険料の納付日や金額が国民年金被保険者名簿に記載されている納付日や金額とおおむね一致していることから、家計簿の記載は信用できると考えられる。

さらに、申立人は、昭和46年4月以降、申立期間を除き、国民年金保険料を納付している上、平成9年4月以降は夫婦共に前納しており、保険料を支払う意欲があったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から51年3月まで

私は、これまで年金はもらえないと思っていたが、店に訪れたお客さんから2年さかのぼって納付できることをアドバイスされ、老後のことを考えてA市役所で夫の分と一緒に国民年金の加入手続を行い、後日、送付された納付書を市役所に持参し、保険料を納付しようとしたら、市役所では「納付できない。」と言われ、納付書を持って市役所内にあったB銀行窓口で、私の申立期間に係る国民年金保険料と夫の分と一緒に納付したはずにもかかわらず、夫の分が納付になっているのに、私の分が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月以降に申立人の夫と一緒に夫婦連番で払い出されており、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が国民年金保険料と一緒に納付してきたとする申立人の夫は、申立期間を含め以降の保険料を完納している。

また、申立人とその夫は、社会保険庁の記録で保険料の納付日を確認できる昭和51年4月以降から平成15年までの間については、ほとんど同一日に納付している上、その夫も申立人が夫婦二人分の保険料をすべて納付してきたとしており、夫婦の保険料と一緒に納付してきたとする申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人が主張するとおり申立期間当時国民年金の加入手続を

行った A 市役所年金担当課は市役所 2 階にあり、国民年金保険料を納付した B 銀行は市役所 1 階にそれぞれあったことが確認できることから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から50年3月まで

私は、国民年金の保険料を20歳から未納としてきたが、母から「それはだめだ。老後のことを考えてまとめて未納分を払った方が良い。」と言われ、A市役所に行ってさかのぼって20歳から加入し、まとめて納付してきた。未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母からの助言で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を20歳までさかのぼって妻の分と一緒に市役所に納付したと主張しているものの、申立人及び妻の国民年金手帳記号番号が昭和52年3月1日に市町村より連番で払い出されており、その時点では、申立期間のほとんどが時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人とその妻が特例納付で20歳までさかのぼって納付した場合の国民年金保険料額（国民年金手帳記号番号が払い出された以降に特例納付が開始された昭和53年7月時点で国民年金保険料を納付した場合の92万8,000円）を納付した記憶が無いとしている。

さらに、申立期間は157か月と長期間であるとともに、申立人がさかのぼって納付したと主張している期間については、昭和50年4月から51年3月まで申立人及びその妻と一緒に過年度納付していることが確認されるものの、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料をまとめて納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から45年3月まで

私は、昭和42年5月に嫁いで入籍し、その時点で夫が市役所で加入手続を行ったはずである。また夫が定期的にA市役所の窓口で夫婦二人分の国民年金保険料を納めていたはずなので、夫の保険料が納付されているにもかかわらず、自分の分だけが納付されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、実際に加入手続と納付をしたとする申立人の夫は既に他界しており、国民年金の加入状況や保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間が35か月と長期間である上、申立人の夫が申立期間について、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和45年5月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

加えて、申立期間以外にも未納期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び40年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和40年1月から同年3月まで

私は、国民年金への加入手続をした時期は定かではないが、特別にさかのぼって国民年金保険料を納められることを知って、昭和36年4月から保険料を納めなければならないと思い、A町役場で手続を行い、妻の分と二人分をさかのぼって25万円を納めた。妻の分が納付されていて自分の分が申請免除期間になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

一緒に納付したとする申立人の妻は、申立期間を含む未納期間を特例納付（第2回目）及び過年度納付等しているものの、申立人の申立期間については申請免除期間となっていることから、制度上、特例納付を行うことができない。

また、申立人が妻の分と併せて納付したとする金額25万円は、当時の保険料額約12万円と大きく相違している上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間が39か月と長期間であるとともに、申立人は、申立期間について、国民年金保険料を^{そきゅう}遡及して妻と併せて25万円を納付したはずであると主張しているものの、申立人が申請免除期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 6 月実家の A 県 B 市から結婚のため転出する際、国民年金保険料の未納が見つかり、その部分は B 市で納付した。国民年金は続けて納めなければならぬと減額されることを聞いていたことがずっと頭にあり、嫁ぎ先の C 県 D 町でも個人宅に私と夫の母親の分と二人分を納めてきた。2 年もの間未納としていたことは考えられず納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、「結婚後の昭和 57 年 6 月から地区の個人宅に義母の国民年金保険料と一緒に納付してきた。」と主張しているものの、申立人に事情聴取しても、国民年金の加入状況及び納付状況についての記憶が明確で無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 59 年 6 月 25 日に国民年金の資格が喪失となっており、61 年 4 月に国民年金の第 3 号被保険者資格を再取得するまでの申立期間については、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができなかったものと推認される。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付してきたとする地区の個人宅では郵便簡易保険のみ集金していたと認められる上、申立人の夫は、「これ以上関係者からの聴取は行わないでほしい。」としており、具体的な証言を得ることができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 47 年 11 月末ごろから 49 年 5 月末ごろまで
②昭和 57 年 4 月 20 日から 58 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険被保険者期間について確認したところ、A社で勤務していた期間及びB社C営業所で勤務していた期間と一致しないことが分かった。

両事業所で勤務していた期間については鮮明に記憶しており、社会保険事務所の記録が誤りである。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、申立人に係る当時の人事記録を散逸していることから勤務期間は不明としている。また、当時の同僚は、申立人が勤務していたことは間違いがないが、具体的な就労期間については分からないと回答している。

なお、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、事業主が昭和 49 年 3 月 26 日に申立人に係る厚生年金保険の資格を喪失させていることが確認でき、社会保険事務所の記録と一致している。

申立期間②について、B社の事業を継承しているD社は、当時の人事記録等は既に廃棄しており不明と回答している。

また、公共職業安定所が保管している雇用保険の被保険者記録によると、申立人が、B社で雇用保険被保険者となっていた期間は、昭和 56 年 2 月 3 日から 57 年 4 月 19 日で厚生年金保険被保険者期間と一致している上、

同年4月21日からは、E社という別の事業所で雇用保険被保険者となっていることが確認できる。このE社は、厚生年金保険の適用事業所となった形跡が見られない。

さらに、昭和57年12月1日から58年10月29日までの期間に、厚生年金保険適用事業所として被保険者資格の手続をしていたB社F支社において、厚生年金保険被保険者となった者延べ735人全員について、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所の被保険者原票を確認したが、現在、確認できているもの以外に申立人の記録は無く、ほかはすべて別人の記録であることが確認できる上、昭和57年4月1日から58年10月1日までの期間にB社本社で厚生年金保険被保険者となった者延べ170人について、社会保険事務所の被保険者原票を確認しても、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 30 年 4 月から同年 10 月まで
②昭和 31 年 3 月ころ
③昭和 34 年 6 月ころ
④昭和 38 年ころ

A 社、B 社、C 社と D 社で勤務した時に給与から保険料を引かれていたが、今の年金に含まれていないので申立てした。提出できる書類は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

申立期間①の A 社については、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②の B 社及び申立期間③の C 社については、厚生年金保険の適用事業所として社会保険事務所が管理する厚生年金保険適用事業所名簿では確認できない。

申立期間④の D 社については、社会保険事務所の記録では昭和 54 年 4 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人からは当時の具体的な勤務実態等について聴取することができず、同僚も紹介が無く証言を得られない上、雇用保険被保険者台

帳においても、申立人のすべての申立期間に係る加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。